

小規模保育事業 くじら保育園（吹田豊津園） 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	明海興産株式会社
所 在 地	神戸市中央区京町76番地2
電 話 番 号	078-392-1256
代表者氏名	代表取締役社長 丑嶋 淳

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	くじら保育園 吹田豊津園
施 設 の 所 在 地	吹田市垂水町1丁目28番8号 信和マンション1階
連 絡 先	電話番号・FAX 06-6170-1308
管 理 者	江向 伊津美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 6人 2歳児 7人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 13人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成27年10月1日
事 業 所 番 号	

3 事業所の目的・運営方針

くじら保育園 吹田豊津園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建てのうち1階部分
	延べ面積	87.4m ²
屋外遊技場		公園(玉の井公園) 2,000m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	1室	
調理室	1室	
医務スペース	1室	
事務スペース	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
管理者	1名	
保育士	常時5名以上	
調理員	1名	

※ 当園では、「吹田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日吹田市条例第34号。)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
管理者	8:00~17:00
保育士	勤務時間帯(7:00~16:00)
	(9:00~18:00)
	(11:00~20:00)
調理員	8:30~15:30

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当室との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当室との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時15分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時15分までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当室は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児		11時頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) アレルギー対応状況

- ・除去食で対応

※アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。入園前に保護者様と保育士で面談を行います。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

(4) 障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

9 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、各市町村で定めた額を支払うものとする。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当室は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当室は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科・小児科・循環器科

医療機関の名称	垂水医院
医 院 長 名	垂水 律隆
所 在 地	吹田市垂水町2丁目6-33
電 話 番 号	06-6384-0185

(2) 歯科

医療機関の名称	かとう歯科医院
医 院 長 名	加藤 一生
所 在 地	吹田市垂水町1丁目28番8号
電 話 番 号	06-6368-8855

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者 管理者 江向 伊津美・ご利用時間 8:30～ 18:30・電話番号・FAX 06-6170-1308 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	--

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※苦情解決の実績などは、ホームページに掲載する予定です。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none">・自動火災報知機 有・誘導灯 有・ガス漏れ報知機 有・非常警報装置 有・非常用電源 有・スプリンクラー 有・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.5 利用者に対するの保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険
保険金額	1事故10億円・身体障害補償1人1億円上限

1.6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当室の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり，本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：くじら保育園 吹田豊津園

説明者職名：管理者 氏名 江向 伊津美

-

私は，本書面に基づいてくじら保育園 吹田豊津園の利用に当たっての重要事項の説明を受け，同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
入園に係る費用	連絡ノートや出席帳など日々の保育に必要となる備品	別紙でお知らせします
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
レンタル布団代	布団のレンタルを希望する方のみ	月額1，800円

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 5，200円

スポット利用 200円／30分

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

ア 7時30分から8時30分まで利用した場合 200円／30分

イ 16時30分から19時30分まで利用した場合 200円／30分

注： 同じ日に，アの時間帯（7時30分から8時30分まで）とイの時間帯（16時30分から19時30分まで）を共に利用した場合については，それぞれの時間外保育料の支払いを受けるものとする。

※ 当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付いたします。

別紙

実費に係る利用者負担金

項目	徴収額	発生頻度
帽子	720円	入園時のみ
名札	61円	入園時のみ
出席簿	300円	年1回
出席簿用シール	220円	年1回
連絡帳	164円	年に数回
写真	30円	年に数回販売 希望者のみ

個人情報使用同意書

入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 連携施設その他教育・保育施設（認定こども園、幼稚園又は保育園・保育所）への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の施設との間で情報を共有すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合その他きょうだい別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

くじら保育園 吹田豊津園 管理者 江向 伊津美 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：